

委員会運営規定

(目的)

第1条 この規定は、学会・研修会参加に関する事項を定め、スタッフが当法人の基本理念および運営方針を理解し、自己の役割を果たし、当法人の発展に寄与するとともに、広い視野と良識ある人格を養い、責任感と正しい理念を育成させることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

「スタッフ」とは、本会の役員、職員及び契約により当法人の業務に従事する者をいう。

2 「運営推進会議」とは、理事長以下総院長・法人本部職員及びマネージャー等で構成された職員で毎週水曜日に特定の目的のために集まって具体的な意思決定を行う場のこという。

(方針)

第3条 学会・研修会へ参加するに当たっては、当法人の基本理念を十分に認識し、業務遂行に必要な知識の向上、技能を習得させ能力の向上を図るものとする。それにより高い技術力と最新の医療知識、実行力、併せて強い指導力を有するスタッフを養成する。

(委員の構成)

第4条 委員会は、原則法人の常勤スタッフとし運営推進会議において選出された統括責任者を長とし各部門担当者及び運営・管理の委員をもって組織する。

2 統括責任者は、総院長とする。

3 各部門担当者は、医師、看護師、ソーシャルワーカー、ケアマネージャー、リハビリ、検査技師、医療事務、経営に区分し、運営担当をもって候補者を推薦し運営推進会議の議を経て指名する。

4 委員数は、活動状況に応じて運営推進会議の議を経て変更することができる。

5 欠員が生じたときは、運営推進会議の議を経て新たな委員を補充することができる。

6 各部門担当者は、その部門に必要な学会・研修会への参加者を指名することができる。ただし、選考の採否については運営推進会議の議を経て参加させる。

7 細部は、別紙第1「委員会組織図」による。

(計画)

第5条 学会・研修会への参加は、法人の経営方針に連動し密接なものとするべく、経営上及び職務遂行上の問題を分析したうえでの確かな計画に基づかねばならない。

2 細部は、別紙第2「年度計画」による。

3 年度計画に定められてない学会・研修会への参加は、学会・研修会の種類により各部門責任者から運営担当者に報告し統括責任者の承認を得て開催日の1カ月前までに理事長の決裁を必要とする。

(主幹と方法)

第6条 学会・研修会へは、以下の主幹と各種方法によって参加する。

(1) 委員会が主幹において参加させる指定学会・研修会

(2) 各部門が主幹において参加する希望学会・研修会

2 学会・研修参加は以下の方法によって、必須(A)・選択(B)または希望(C)として参加する。各学会・研修会参加定員は、法人が定める。